

## 随意契約理由書

件名	神戸市立須磨翔風高等学校コンピュータシステム等借上げ
契約の相手方	NECキャピタルソリューション株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
随意契約の理由	
<p>当該物品は、教職員や生徒の授業において経常的に使用しているものであり上記業者と賃貸借契約を締結していたが、令和2年8月31日で当該契約が終了する。</p> <p>当該物品の機器・設備の多くについては、令和3年1月から供用開始する「次期神戸市教育情報基盤サービス(KIIF3)」への統合を予定しており、現行、利用している「神戸市立須磨翔風高等学校コンピュータシステム等借上げ」を本年12月31日まで継続利用した場合と、令和2年8月31日から4か月間分を新たに調達した場合を比べると</p> <p>①機器・設備の調達費用だけでなく、システム設定費用や機器の設置費用が再度必要となること</p> <p>②専用システムの借上げはファイナンスリースになり、短期間で全ての経費を償却する必要があること</p> <p>から、当該物品を継続利用した方が著しく有利な価格で契約を締結することができ、経済的に使用することができる。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課 情報化推進係 (電話番号 986-0668)